愛西市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会 会議録(概要)

	五晚野 (M.女)
会議名称	愛西市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会
開催日時	令和4年12月15日(木) 午後2時から午後3時10分まで
開催場所	愛西市文化会館 第2会議室
出席委員	委員長:上 敏明 副委員長:浦田裕介 委員:安井 久、原田健三、夏目泰樹、平井 正、矢留仁道、 石司睦子、板谷一惠、藤澤恵美、伊藤八枝子、中村文子
欠席委員	横井三千雄、鷲野明美、加藤輝彦
事務局	保険福祉部長 小林徹男 保険福祉部参事 松本 繁 高齢福祉課長 八木久美子 高齢福祉課 木村友也、渡部宏一
協議事項等	議題
公開/非公開	愛西市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について
の別	公開
非公開の理由	
傍 聴 人	0人
会議資料	・次第 ・愛西市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会名簿 ・愛西市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会設置要綱 ・資料1 愛西市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定について ・資料2-1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(案) ・資料2-2 在宅介護実態調査(案) ・資料2-3 介護保険に関するアンケート調査(案)《介護保険事業者用》 ・資料2-4 介護保険に関するアンケート調査(案)《介護支援専門員用》 ・資料3 愛西市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画アンケート調査について

審議経過

番 巌 柱 迥 発言者	内容(概要)
事務局	・開会
	・委員会開催のためのコロナウイルス感染症対策の説明
	・委員会の成立の報告
	・コロナウイルス感染症対策による傍聴人の定員縮小の説明
	保険福祉部長挨拶
事務局	委員長について、委員の推薦により上 敏明委員が選任された。
委員長	あいさつ
	副委員長について、上委員長の指名により浦田裕介委員が選任された。
副委員長	あいさつ
委員長	それでは、お手元の会議次第により、議事を進行させていただきます。
	愛西市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定について、事務局より説
	明をお願いします。
事務局	資料1、資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料2-4、資料3に基
	づき、事務局より説明。
委員長	ただいま、事務局から説明がありました。国の必須項目だけではなく、市独
	自のものを加えたことはよいですね。
委 員	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の問20に「杖やシルバーカーを使っていま
	すか」という設問がありますが、車いすはないです。介護認定を受ける前でも、
	その方の事情によって車いすを移動手段に使っている方もいますよね。なぜ車
	いすがないのかと思いました。
事務局	問15で外出する際の移動手段は何ですか、という設問があります。この選択肢
	の中に「10. 車いす」、「11. 電動車いす」という選択肢を設けてありますので、
	車いすを使用されている方の現状はここでわかってきます。そのほかに、「以前
	に比べて歩く速度が遅くなった」など歩行に関する設問があります。その背景
	として、杖やシルバーカーを利用している人とクロス集計をすることで何か出
	てこないかということもあります。車いすとなりますと、歩行とは少し変わっ
	てきます。あくまでも車いすの現状は問15でも把握ができますので、車いすは
	あえて入れていないとご理解いただければと思います。
委 員	13頁に認知症にかかる相談窓口の把握は出ているのですが、8期計画の51~55
	頁まで認知症に関する施策が出ており、愛西市が独自でやっている見守りステ
	ッカーなどがあります。こういうものをご存知でしょうか、という形で問い直
	してみるのはどうかと思いました。
副委員長	歯科に関する部分について、介護予防日常生活圏域ニーズ調査の5頁の問23-
	1に歯の数と入れ歯の利用状況に関する設問があります。親知らずを含めて成
	人の歯は32本ですと補足がありますが、自分の歯が何本か知らない人は多いの

	ではないかと思いますので、「わからない」という答えを用意した方が親切かと
	思いました。
委員長	問 32 について、「物忘れが多いと感じますか」とありますが、「物忘れが多い
	ですか」くらいに簡単にしてはどうか。
事務局	今の先生方のご指摘はもっともですが、「国必須項目」とあるものは変えられな
	いです。というのは、地域包括ケア「見える化」システムという厚生労働省の
	システムがあります。この項目を入れることによって、他市との比較ができる
	ので、「国必須項目」とあるものについては、このままでいかざるを得ないとい
	うことはご理解いただけますでしょうか。市独自の項目や国のオプション項目
	については若干の変更は可能かと思います。
委 員	在宅介護実態調査ですが、介護者を把握するための設問は非常に揃っていてよ
	いと思います。ただ、移動手段の把握や本人の状態像の把握については要介護
	認定で把握するということでしょうか。また、認知症にかかる窓口についてな
	どがまったくないですが、要介護認定に任せてしまっているということですか。
事務局	在宅介護実態調査ですが、あくまで要介護認定を受けている方を対象としてお
	り、それを介護をされる方がどのような困りごとを抱えているかが趣旨として
	ありますので、国必須項目、国オプション項目のほか、市の独自項目で掘り下
	げて調査をしております。
委 員	本人の状態像が浮き彫りになってこない気がします。
事務局	この設問だけでは確かに状態像が把握しきれないところがございますが、要介
	護認定を受けていらっしゃる方のご意向と介護している方の設問として分析
	し、愛西市の第9期としてどういったサービスが必要で、どのような形で整備
	をしていったらよいのかを第9期に盛り込むことを考えたうえでの案です。今
	ご意見をいただいた部分に関しては内部でも確認させていただきたいと思いま
	すが、意図としてはそのような形ですので、よろしくお願いいたします。
委 員	スマートフォンを持っていますか、という設問がありますが「携帯電話を持っ
	ているのか」とした方がわかりやすいのではないか。
事務局	スマートフォンについて、今回、第9期の調査項目として増やした背景としま
	して、今、情報社会の中で情報を得る方法としてパソコンやスマートフォンが
	普及している状況です。65歳以上の高齢者や介護をしている方が検索方法とし
	てどのような手法を取っているのかに視点を置いて調査項目を設けました。で
	すから、まずは連絡ツールとして固定電話があるかないか。さらに、普通の携
	帯電話で情報を検索することは難しいと思われますので、あえて「スマートフ
7. 11	オン」と表記しました。
委 員	携帯電話とスマートフォンの機能は違うわけですよね。端末で調べられるかど
	うかが知りたいのですよね。
事務局	内容的には、皆さんが情報収集をどのようにしているかというのが主点です。
	私たちがサービスを提供する、周知するにあたり、皆さんがどのように得てみ

	えるのか。広報とかラジオで得る方もいると思います。こういう社会ですので、
	スマートフォンで検索することが多いのであれば、それを整備していくことに
	重きを置きたくて設定した設問です。
委 員	設問で「スマートフォン」と言われて、「はい」、「いいえ」がつけられるかとい
	うことです。
事務局	スマートフォンですが、国がやった調査で、80歳以上でも4割くらいの人は利
	用しているという結果が出ています。これからはスマートフォンで安否確認や、
	先ほど認知症のお話も出ましたが認知症予防のためのアプリを活用することも
	考えられると思います。少し前までは、「高齢者はそんなもの使えない、使わな
	い」と言っていましたが、この数年で変わってきているのが現状です。委員の
	ご指摘の通り、全然わからないという方がおられるのも事実だと思いますが、
	一度この調査で、愛西市でどれくらいの方がスマホを持っておられるかを調べ
	てみたいというのがひとつです。それから、先ほど、在宅介護の調査でご本人
	の状態がわかないというご指摘がありました。ご本人の状態は確かにわからな
	いですが、先ほど委員が言われたように認定調査など別角度から分析すること
	かと思います。今回、在宅介護実態調査はどちらかというと介護者に重きを置
	くものです。介護保険法の理念は、基本的には在宅介護を進めていくというこ
	とです。在宅介護の限界点を高める方にもっていくために、介護者がどういう
	課題をもっておられて、どんな不安をもって介護をやっておられるのかを把握
	しようということで、どちらかというと介護者に重き置いた形になっています。
委員	資料2-3の問2に「ホームヘルパー」とありますが、ホームヘルパー、訪問
	介護員と言われている人たちは、初任者研修、法令で定めている研修を受けて
	資格を取った人たちですよね。そのあたりをわきまえて書いてもらえるのかど
	うか。資料2-4の問3に「訪問介護員」と出てきます。2018年に法が改正さ
	れました。それ以前は、資格がなくても介護の実務経験10年で受験できたとい
	うときがありました。この項目の立て方がこういう人のことを言っているのか
	どうか、非常にまぎらわしいです。それと、管理栄養士と精神保健福祉士の2 のは国宝溶性ですのですれていただちないです。
委 員	つは国家資格ですので入れていただきたいです。 資料2-3の介護保険事業者向けのアンケートについて、問2で介護福祉士や
安 貝	東科2 = 300 護保険事業有向りのアンケートについて、同2 で
	いる場合、書きようがないと感じました。問6も同じで、重複して3つ書いて
	しまうと離職者数が3倍になってしまいます。あと、「充足者数」の定義が、新
	規就業者数のことを言っているのか、定員のことを言っているのかわからない。
	職種であれば問2、問6が答えやすいと思います。
委員	問2、問6、問7が、職種の話と資格の話がごっちゃになっていてリンクして
	いません。
委員長	次の結果報告のときに、これなら答えやすかったね、となるようにしてくださ
	V'o
-	•

委 員	国の必須項目にもなっていますが、「地域での活動」や「地域住民」や「地域」
	という言葉がピンとこなかったです。愛西市のサークルなのか、近隣住民なの
	か、常識として「地域」や「地域住民」の定義があれば教えていただきたいで
	す。
事務局	「地域」、「地域住民」の定義について、国の必須項目の中での言葉の定義が決
	まっているものではないと思います。アンケートを受け取られた方が「地域」
	というのをどこまでなのかという判断をもとにお答えいただくことになりま
	す。例えばニーズ調査では、1頁に地区を選択していただく設問があります。
	こういった形で補足的にどちらの地区でと判断していく形になります。具体的
	に言葉の定義を入れるのは難しいかと思いますが、ご意見としては事務局の方
	で確認をして補足できるところは補足させていただきたいと思います。
委員長	その他にご質問・ご意見がないようですので、以上で愛西市第9期介護保
	険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会を終了といたします。 ありがとう
	ございました。